

令和5年9月市議会定例会

議 案

< 議第60号 >

< 報第22号 >

）

< 報第24号 >

焼 津 市

令和5年9月市議会定例会

議案目次

議案番号	件 目	頁
議第59号 議第60号	令和5年度焼津市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）案 訴えの提起について	別冊 1
報第22号	専決処分事件の報告について（予防接種事故に起因する損害賠償事件について）	3
報第23号	専決処分事件の報告について（道路管理瑕疵による自動車破損事故に起因する損害賠償事件について）	4
報第24号	専決処分事件の報告について（駐車場管理瑕疵による自動車破損事故に起因する損害賠償事件について）	5

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和5年10月4日提出
焼津市長 中野 弘道

1 事件名

債務不存在確認請求事件

2 当事者

(1) 原告 焼津市

(2) 被告 XXXXXXXXXX

3 請求の趣旨

(1) 令和5年1月27日に発生した交通事故に基づく原告の被告に対する損害賠償債務は13万8,600円を超えて存在しないことを確認する。

(2) 訴訟費用は被告の負担とする。

4 訴えを提起する理由

本年6月市議会定例会における議決を経て申し立てた調停が不成立となったことに伴い、本市が相手方に支払うべき損害賠償額を判決により確定させる必要があるため。

5 管轄裁判所 島田簡易裁判所

6 事案の概要

令和5年1月27日午前9時30分頃、本市職員が公務により障害者施設（グループホーム）を訪問した際に、誤って公用車の後部を当該施設の塀に衝突させたもの

参考資料

<これまでの経過>

1 本件事故の発生

令和5年1月27日午前9時30分頃、本市の職員が公務により公用車を運転して、市外に所在する障害者施設（グループホーム）の施設を訪問し、当該施設の駐車場に駐車した際に、公用車の後部を当該施設の塀に衝突させた。

2 本件事故による損害について

本件事故は、公用車を施設の駐車場に止める際に、公用車のリアバンパーが施設の塀に軽く接触したものであり、公用車の傷及び施設の塀の接触箇所の傷のいずれも目視ではよく確認できない程度のものであった。

3 調停申立てに至るまでの相手方との交渉の経過

(1) 本市は、事故発生後、相手方と損害賠償の額について交渉を行ってきた。

(2) 本市は、本件事故に基づく損害賠償の額として、公用車が接触した箇所を中心とする塀のタイル4枚を交換することを内容とする修繕の見積額に基づき、13万8,600円を支払う旨相手方に提示した。

(3) これに対し、相手方は、公用車が接触したことによる影響がタイルの下地にも及んでいる可能性があり、下地の修理費（調整費）を含めると工事の見積額が41万300円になると主張しており、協議が整わない状況が継続していた。

4 調停の概要

(1) 期日

令和5年9月4日

(2) 場所

島田簡易裁判所

(3) 結果

調停不成立で終了

(4) 概要

本市が主張する損害賠償の額と相手方が主張する額との乖離について協議が整わず、調停を続行しても合意の成立が見込めないものと判断された。

専決処分事件の報告について

「予防接種事故に起因する損害賠償事件について」を令和5年7月11日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年10月4日提出
焼津市長 中野 弘道

専第15号

予防接種事故に起因する損害賠償事件について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、予防接種事故に伴う和解及び損害賠償の額を次のように専決処分する。

令和5年7月11日専決処分
焼津市長 中野 弘道

- 1 相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
法定代理人
住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償額 88,680円

専決処分事件の報告について

「道路管理瑕疵による自動車破損事故に起因する損害賠償事件について」を令和5年9月13日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年10月4日提出
焼津市長 中野 弘道

専第18号

道路管理瑕疵による自動車破損事故に起因する損害賠償事件について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、道路管理瑕疵による自動車破損事故に伴う和解及び損害賠償の額を次のように専決処分する。

令和5年9月13日専決処分
焼津市長 中野 弘道

- 1 相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償額 755,920円

専決処分事件の報告について

「駐車場管理瑕疵による自動車破損事故に起因する損害賠償事件について」を令和5年9月20日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年10月4日提出
焼津市長 中野 弘道

専第19号

駐車場管理瑕疵による自動車破損事故に起因する損害賠償事件について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、駐車場管理瑕疵による自動車破損事故に伴う和解及び損害賠償の額を次のように専決処分する。

令和5年9月20日専決処分
焼津市長 中野 弘道

- 1 相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償額 107,580円